

第1章 駐車場整備計画について

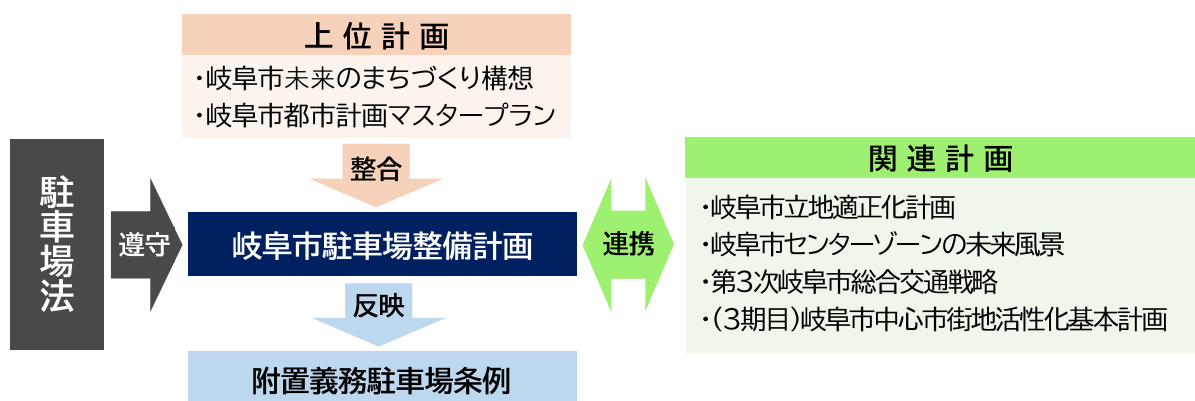
背景と目的

本市では、モータリゼーションの進展による駐車需要への対応や道路混雑、違法駐車防止など、中心市街地の良好な交通環境を創出するため、昭和43年に駐車場整備計画の策定を行いました。

平成13年の計画改定から約20年が経過した現在では、人口減少や少子高齢化の進展に伴う自動車交通量の減少、中心市街地の大型店舗の撤退などに伴い、駐車需要が減少し、駐車場の供給量は十分確保されています。

こうした駐車場を取り巻く環境の変化や将来の見通しを勘案して、中心市街地における駐車場の課題に対応した駐車場施策を推進するため、本計画の駐車場の整備に関する方針や施策などの見直しを行います。

計画の位置付け



第2章 駐車場を取り巻く変化と課題

社会情勢の変化

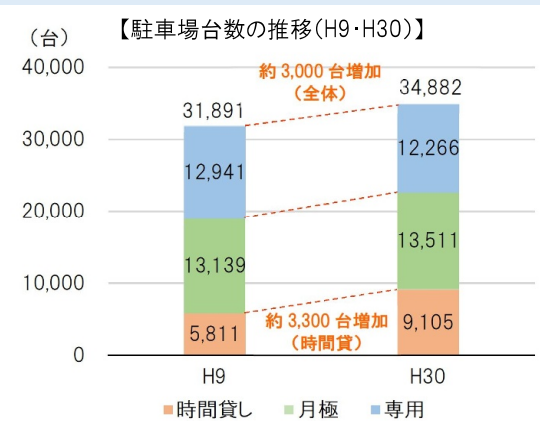
- 人口減少と少子高齢化の進展 (H12→R22推計) 総人口41.5万 → 35.1万人
- 自動車交通量の減少 (H23→R17推計) 131.7万→123.4万トリップ
- 中心市街地の大型店舗の動向 (H11→R3) 8店舗の大型店舗が撤退

駐車場の需要は、今後減少

駐車場の現状及び将来

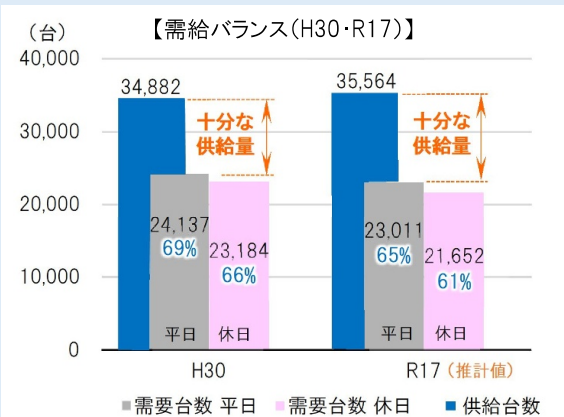
○ 駐車場台数の推移

- ・全体台数 (H9→H30) 約3,000台増加
- ・増加の大半が、時間貸駐車場 (約3,300台増加)



○ 需給バランスの推移

- ・需給率(平日) H30: 約69% R17: 約65%
- ・駐車場の供給量は十分に確保



駐車場の供給量は充足している

駐車場施策に関する国の動向

国においては、人口減少や自動車保有台数の伸びの鈍化などを踏まえ、

「まちづくりと連携した駐車場施策ガイドライン」を策定(平成30年7月)

これまでの量的な駐車場施策から、まちづくりと連携した駐車場施策に転換する必要性を打ち出しています。

まちづくりの一環とした駐車場施策に取り組む必要がある

駐車場に関する課題

課題① 適正な需給バランスへの対応

- ・駐車需要の減少や駐車場の増加に伴う供給量の充足による需給バランスの適正化
- ・供給量が十分確保されているため、新たな駐車場の整備の抑制
- ・再開業事業などの取り組みにより、新たな駐車需要が見込まれるため、各地区に見合った需給バランスの検討

課題② 「まち」と「クルマ」の接点である駐車場とまちづくりとの連携

- ・低未利用地を利用した小規模な駐車場の増加・散在による、まちの魅力低下や空洞化の進展への対応
- ・公共交通や歩行者を重視したにぎわいのある道路空間の創出、まちの再生や活性化に向けた取り組みとの連携
- ・まちなかの歩行者や自転車が安心して移動できるよう、駐車場の適正な配置検討
- ・市営駐車場は地域の活性化に寄与するなど、公営駐車場としての役割を果たす

課題③ 安全性・利便性の高い駐車環境への対応

- ・まちづくりの取り組みを推進するため、来街者がより利用しやすい駐車場となるよう安全性、利便性への配慮
- ・高齢者の運転者が増加する中、誰もが使いやすい「質」の高い駐車場の提供

第3章 見直しに関する基本理念及び基本方針

基本理念

駐車場は「まち」と「クルマ」の接点という観点で、これまでのように量的に整備するというだけでなく、まちの活性化やにぎわいを支えるために、まちづくりの一環としての整備を目指します。

基本方針

供給量や配置の適正化、利便性の高い駐車施設など、質的な整備を図る、「量」の適正化及び「質」の向上に取り組みます。

量の適正化の観点からは、需要に見合った適正な供給量のコントロール、質の向上の観点からは、適正な配置によるまちなかの歩行者の安全性への配慮や施設の安全性・利便性向上となる質的整備を図ります。

○ 目標年次

概ね10年後の令和14年度まで

これまでの考え方 (駐車場整備計画 H13.2策定) 駐車場の量的整備を推進

新たな考え方

駐車場に関する課題

基本理念

駐車場は「まち」と「クルマ」の接点という観点で、来街者が利用しやすく、まちなかの歩行者が安全に移動できるよう、まちづくりの一環としての整備を目指します

基本方針

～「量」の適正化及び「質」の向上～

量の適正化

の観点

基本方針1

量的コントロールによる需給バランスの適正化

質の向上

の観点

基本方針2

まちなかの歩行者への配慮や施設の安全性などの質的整備

第4章 見直しに関する駐車場整備の取り組み

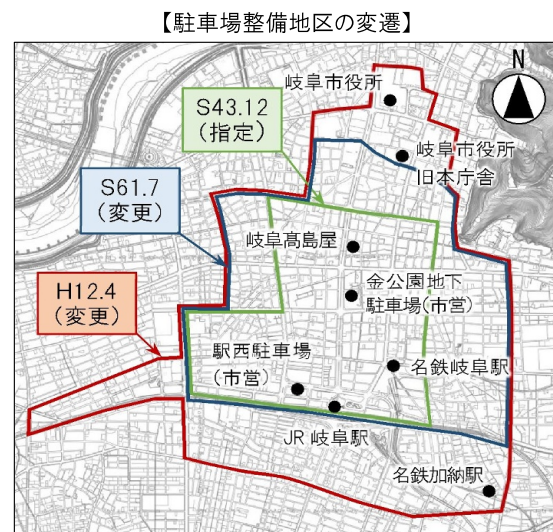


駐車場整備地区の見直し

○ これまでの駐車場整備地区

駐車場整備地区は、駐車場法に基づき、商業地域などで、自動車交通が著しく輻輳する地区などにおいて、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保する必要があると認められる区域について都市計画に定めるものです。

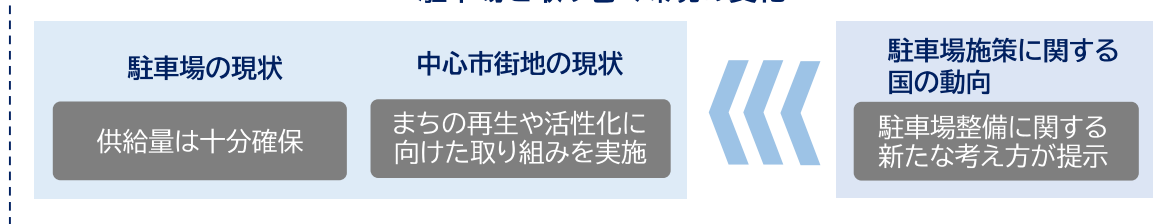
本市では、昭和43年に駐車場整備地区を指定し、その後も、交通量の増加や商業施設の広がりなどによる駐車需要に対応し、円滑な道路交通を確保するため、昭和61年、平成12年に拡大してきました。



○ 見直しの必要性

平成12年の都市計画変更から約20年が経過した現在では、駐車場の現状やまちづくりの取り組みなど、駐車場を取り巻く環境が大きく変化しており、駐車場整備地区は、都市計画変更当時の必要性や役割が変化しているため、駐車場整備に関する新たな考え方を踏まえて見直しを行う必要があります。

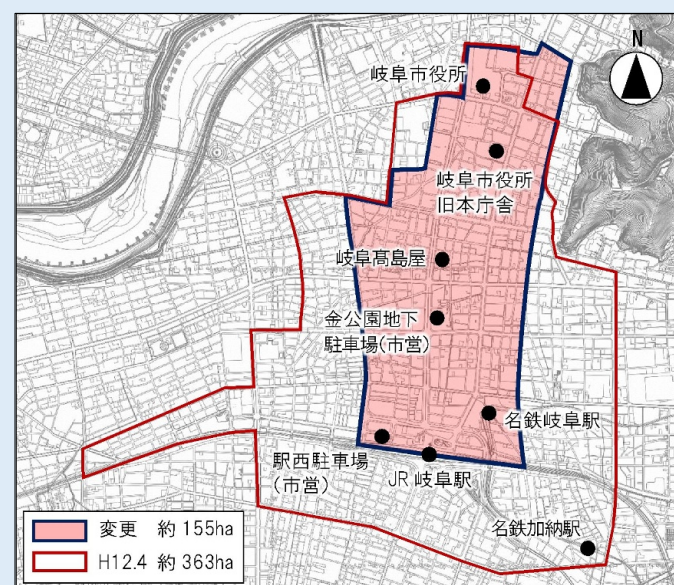
駐車場を取り巻く環境の変化



駐車場整備地区の必要性や役割が変化しているため、区域の見直しが必要である

○ 駐車場整備地区の見直し

駐車場整備地区は、駐車場が「まち」と「クルマ」の接点という観点で、まちの活性化やにぎわいを支えるために、まちづくりの一環としての駐車場施策を重点的に取り組む区域に設定すべきと考えます。



現在の中心市街地活性化基本計画区域と同区域に見直す

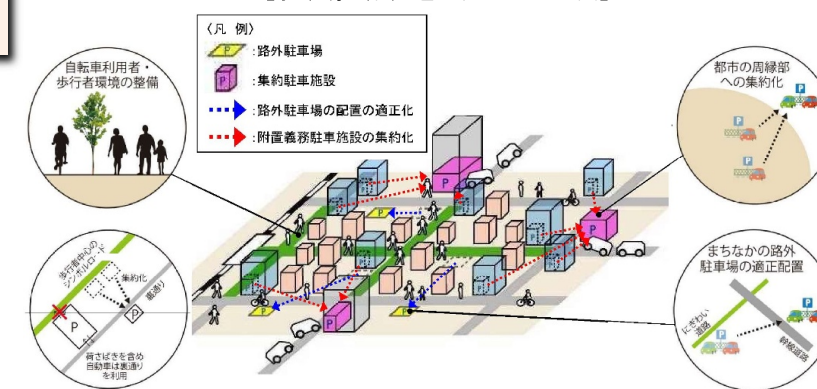
駐車場施策

基本理念の実現を目指して定めた基本方針に基づき、6つの施策を推進していきます。

施策① 「居心地が良く歩きたくなるまちなか」づくりを促進するための駐車場の検討

「居心地が良く歩きたくなるまちなか」づくりを目指す中、公共交通や歩行者・自転車を重視した、にぎわいのある道路空間の創出のため、駐車場の配置適正化や用途転換の誘導などについて、まちづくりの動向や交通状況などに注視し、必要に応じて検討していきます。

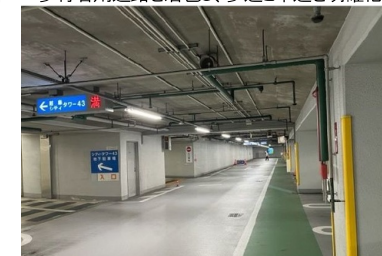
【駐車場の配置適正化のイメージ図】



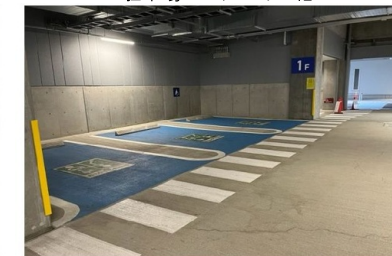
施策② 安全性・利便性の高い駐車施設の整備

高齢者や障がい者などの駐車場利用者や歩行者の安全性・利便性に配慮し、バリアフリー化や歩行者通路の明示、分かりやすいサインなど、より一層誰もが使いやすい安全で便利な駐車施設の整備を推進します。

歩行者用通路を着色し、歩道と車道を明確化



駐車場のバリアフリー化



施策③ 駐車場の多様なニーズへの対応

地域の魅力や暮らしやすさの向上のため、駐車場空間を従来の駐車目的での利用だけでなく、まちのにぎわい創出に寄与する活用や防災といった様々な分野での活用など、駐車場への新たな付加価値サービス向上の取り組みを推進します。

コインパーキングをイベント用地として開放



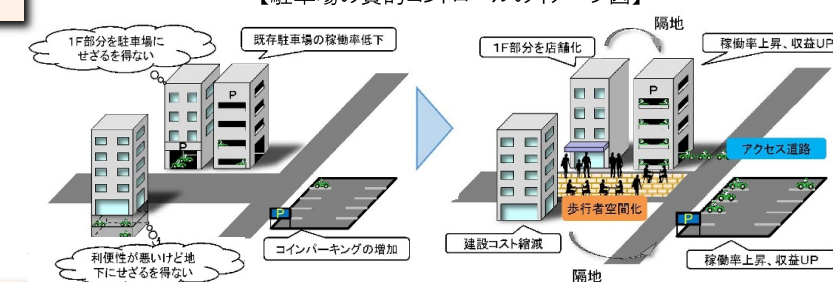
カーシェアポートとして用地を提供



施策④ 附置義務駐車場条例の見直し

附置義務駐車場条例について、供給量の適正化や土地・建物の有効利用ため、適用区域や設置台数の基準、特例的に敷地外の設置を認める隔地要件の見直しについて検討します。

【駐車場の質的コントロールのイメージ図】



施策⑤ 市営駐車場の安定的・継続的な運営

市営駐車場は、中心市街地の駐車需要に対応するとともに、周辺施設やイベントとの連携・PRによる地域の活性化に寄与するなど、公共駐車場としての役割を果たすため、安定的・継続的な運営を行います。

駅西駐車場



金公園地下駐車場



施策⑥ 都市計画駐車場の見直し

長期にわたり未整備である都市計画駐車場は、決定から約35年が経過しているため、社会情勢の変化や駐車需要の動向、まちづくりのあり方など、様々な観点で見直しについて検討します。